

愛媛労働局発表  
令和5年12月22日（金）

愛媛労働局  
職業安定部職業対策課  
課長 堀尾 寿之  
地方障害者雇用担当官 猪熊 瑞枝  
（電話）089-941-2940

## 令和5年 障害者雇用状況の集計結果（令和5年6月1日現在）

- 企業の障害者実雇用率は 2.51% （前年同期 2.38%）
- 雇用率達成企業割合は 54.7% （前年同期 51.9%）

愛媛労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、例えば、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

愛媛県内の障害者雇用の促進を図るため、愛媛県及び  
愛媛県教育委員会と連携した取組を行います（別紙）

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに**過去最高を更新**。

- ・雇用障害者数は 4,454.0人、対前年比 5.9%（249.0人）増加
- ・実雇用率は 2.51%（対前年比 0.13ポイント上昇） 【全国平均 2.33%】

○法定雇用率達成企業の割合は 54.7%（対前年比 2.8ポイント上昇） 【全国平均 50.1%】

<公的機関>（法定雇用率 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5%）※〔 〕は前年の値

- ・県の機関：雇用障害者数 198.0人〔191.5人〕、実雇用率 3.02%〔2.92%〕
- ・県教育委員会：雇用障害者数 252.0人〔227.5人〕、実雇用率 2.92%〔2.63%〕
- ・市町等の機関：雇用障害者数 518.0人〔512.0人〕、実雇用率 2.75%〔2.68%〕

<独立行政法人等>（法定雇用率 2.6%） ※〔 〕は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率いずれも対前年で上回る。

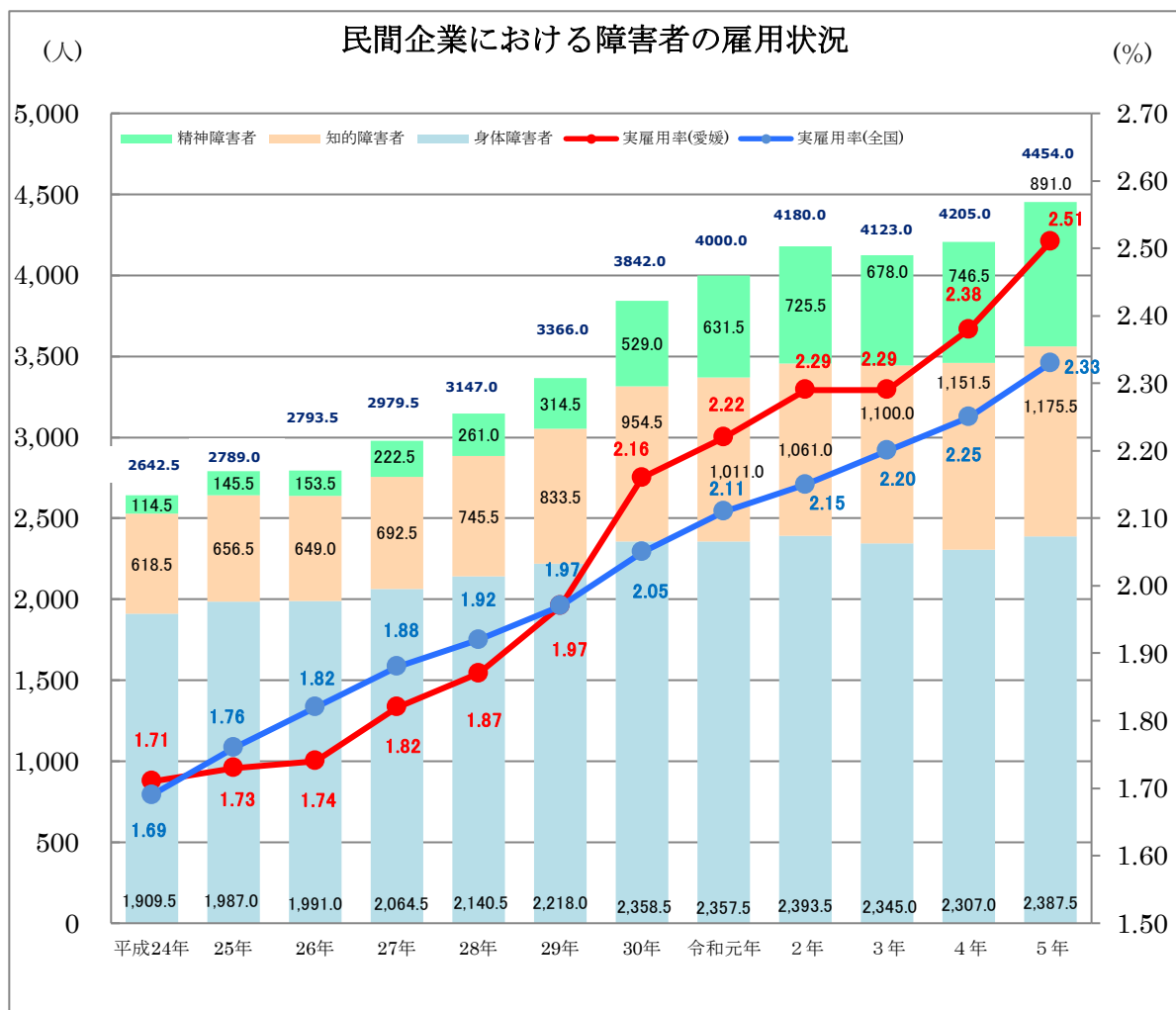
- ・雇用障害者数 64.0人〔61.0人〕、実雇用率 2.82%〔2.67%〕

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は4,454.0人で、前年より5.9%（249.0人）増加した。
- 雇用者のうち、身体障害者は2,387.5人（対前年比3.5%増）、知的障害者は1,175.5人（同2.1%増）、精神障害者は891.0人（同19.4%増）と、すべての障害者が前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- 実雇用率は、過去最高の2.51%（前年は2.38%）、法定雇用率達成企業の割合は54.7%（同51.9%）であった。



（資料1～5）

### ○ 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で898.0人（前年は796.0人）、100～300人未満で1,487.5人（同1,374.0人）、300～500人未満で503.5人（同469.5人）、500～1,000人未満で692.5人（同686.0人）、1,000人以上で872.5人（879.5人）となった。

43.5～100人未満、100～300人未満、300～500人未満、500～1,000人未満の企業規模で、前年より増加した。

- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で2.37%（前年は2.12%）、100～300人未満で2.69%（同2.51%）、300～500人未満で2.58%（同2.34%）、500～1,000人未満で2.31%（同2.31%）、1,000人以上で2.53%（同2.52%）となった。  
500～1,000人未満で前年同率、それ以外の規模区分では前年より上昇した。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満で53.3%（前年は48.7%）、100～300人未満で55.6%（同54.9%）、300～500人未満で58.9%（同56.9%）、500～1,000人未満で58.0%（同54.0%）、1,000人以上で62.5%（同75.0%）となった。  
1,000人以上企業規模以外の区分で、前年より増加した。

（資料2・4）

### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は「医療、福祉」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」などで増加し、「金融業、保険業」、「建設業」、「教育、学習支援業」などで減少した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(3.70%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(2.46%)、「複合サービス事業」(2.39%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.36%)が法定雇用率を上回っている。

（資料3・5）

### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和5年の法定雇用率未達成企業は489社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が344社（70.3%）、1.5人以上不足である企業が145社（29.7%）となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）291社が、未達成企業に占める割合は、59.5%となっている。

（資料2・3）

## 2 公的機関における在籍状況

### (1) 県の機関（知事部局、公営企業管理局、警察本部）（法定雇用率2.6%）

県の機関に在職している障害者の数は198.0人で、前年より3.4%（6.5人）増加し、実雇用率は3.02%と、前年に比べ0.10ポイント上昇した。

知事部局、公営企業管理局、警察本部の全ての機関で達成している。

（資料7）

### (2) 県の教育委員会（法定雇用率2.5%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は252.0人で、前年より10.8%（24.5人）増加しており、実雇用率は2.92%となり、前年に比べ0.29ポイント増加した。

（資料7）

### (3) 市町等の機関（法定雇用率2.6%）

市町等の機関に在職している障害者の数は518.0人で、前年より1.2%（6.0人）増加し、実雇用率は2.75%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

41機関中34機関が達成。

（資料7・8）

## 3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は64.0人で、前年より4.9%（3.0人）増加、実雇用率は2.82%と、前年に比べ0.15ポイント上昇した。

（資料8）

障 害 者 実 雇 用 率 の 推 移

愛媛労働局

年	企業数	障害者の数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業割合(%)		
				全国		全国	
昭和	52 年	408	1,177	1.54	1.09	63.5	52.8
	53	374	1,096	1.53	1.11	62.3	52.1
	54	398	1,111	1.49	1.12	59.0	52.0
	55	406	1,178	1.53	1.13	61.3	51.6
	56	415	1,279	1.60	1.18	63.1	53.4
	57	420	1,275	1.56	1.22	62.6	53.8
	58	418	1,229	1.51	1.23	59.6	53.5
	59	428	1,275	1.52	1.25	60.7	53.6
	60	442	1,345	1.55	1.26	65.6	53.5
	61	440	1,345	1.55	1.26	65.0	53.8
	62	433	1,323	1.55	1.25	66.1	53.0
	63	471	1,398	1.56	1.31	63.5	51.5
平成	元 年	495	1,528	1.64	1.32	68.9	51.6
	2	512	1,611	1.65	1.32	67.8	52.2
	3	524	1,634	1.65	1.32	68.1	51.8
	4	566	1,689	1.61	1.36	67.1	51.9
	5	581	1,750	1.63	1.41	66.3	51.4
	6	592	1,744	1.60	1.44	63.3	50.4
	7	572	1,716	1.59	1.45	64.3	50.6
	8	571	1,727	1.59	1.47	63.7	50.5
	9	557	1,725	1.57	1.47	63.2	50.2
	10	574	1,794	1.58	1.48	61.1	50.1
	11	630	1,866	1.59	1.49	57.8	44.7
	12	623	1,827	1.58	1.49	55.5	44.3
	13	587	1,746	1.55	1.49	53.3	43.7
	14	614	1,695	1.46	1.47	49.8	42.5
	15	627	1,851	1.52	1.48	51.2	42.5
	16	679	1,986	1.52	1.46	49.6	41.7
	17	692	2,037	1.52	1.49	48.6	42.1
	18	695	2,118	1.55	1.52	51.7	43.4
	19	728	2,251.0	1.61	1.55	51.8	43.8
	20	714	2,327.5	1.65	1.59	54.5	44.9
	21	728	2,339.0	1.66	1.63	52.3	45.5
	22	734	2,333.0	1.69	1.68	52.5	47.0
	23	780	2,515.0	1.64	1.65	48.2	45.3
	24	789	2,642.5	1.71	1.69	50.8	46.8
	25	889	2,789.0	1.73	1.76	43.9	42.7
	26	902	2,793.5	1.74	1.82	47.0	44.7
	27	911	2,979.5	1.82	1.88	48.6	47.2
	28	920	3,147.0	1.87	1.92	51.7	48.8
	29	933	3,366.0	1.97	1.97	54.2	50.0
	30	1,028	3,842.0	2.16	2.05	52.2	45.9
令和	元 年	1,035	4,000.0	2.22	2.11	53.7	48.0
	2	1,055	4,180.0	2.29	2.15	52.8	48.6
	3	1,091	4,123.0	2.29	2.20	48.9	47.0
	4	1,076	4,205.0	2.38	2.25	51.9	48.3
	5	1,079	4,454.0	2.51	2.33	54.7	50.1

- ・各年とも6月1日現在
- ・雇用義務のある企業(昭和51年10月から63年3月までは67人以上、昭和63年4月から平成10年6月までは63人以上、平成10年7月から25年3月までは56人以上、平成25年4月から30年3月までは50人以上、平成30年4月から令和3年2月までは45.5人以上、令和3年3月以降は43.5人以上規模の企業)
- ・障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。
  - ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
  - 昭和63年 ～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
  - 平成5年 ～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
  - 平成18年 ～平成22年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
  - 平成23年 ～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)
- ※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
  - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者であること
  - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。
- ・法定雇用率は昭和51年10月から63年3月までは1.5%、昭和63年4月から平成10年6月までは1.6%、平成10年7月から25年3月までは1.8%、平成25年4月から30年3月までは2.0%、平成30年4月から令和3年2月までは2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

(資料1)

民間企業における障害者雇用状況(規模別)

規模別	年	企業数 a	常用労働者 総数	法定雇用障 害者の算 定の基礎と なる労働者 数	障害者数										実雇用 率 (%)		雇用率 未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足					
					イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	カ	力	実雇用 率 (%)	不足数 (人)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)
					重度 身体 障害者	重度 身体 以外 障害者	重度 身体 障害者	重度 身体 以外 障害者	重度 知的 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者	重度 知的 以外 障害者
43.5人 ~100人未満	5年	597	39,409.0	37,915.0	130	172	32	38	18	118	13	176	59	101	483.0	255.0	160.0	898.0	2.37	294.0	279	46.7	263	44.1	259	43.4	20	3.4
	4年	593	39,173.0	37,629.0	109	154	32	43	14	114	12	177	45	111	425.5	242.5	128.0	796.0	2.12	314.0	304	51.3	284	47.9	288	48.6	16	2.7
	増減	4	236.0	286.0	21	18	0	▲5	4	4	▲1	▲1	▲14	▲10	57.5	12.5	32.0	102.0	0.25	▲20.0	▲25	▲4.6	▲21	▲3.8	▲29	▲5.2	4	0.7
100人 ~300人未満	5年	360	60,515.0	55,366.0	193	270	102	49	18	188	4	130	148	264	782.5	293.0	412.0	1487.5	2.69	254.5	160	44.4	28	7.8	76	21.1	84	23.3
	4年	359	59,706.0	54,679.0	174	261	105	48	21	193	5	130	134	260	738.0	305.0	331.0	1374.0	2.51	273.0	162	45.1	35	9.7	71	19.8	91	25.3
	増減	1	809.0	687.0	19	9	▲3	1	▲3	▲5	▲1	0	14	4	44.5	▲12.0	81.0	113.5	0.18	▲18.5	▲2	▲0.7	▲7	▲1.9	5	1.3	▲7	▲2.0
300人 ~600人未満	5年	56	21,283.0	19,478.0	78	98	21	21	7	79	5	62	46	43	285.5	129.0	89.0	503.5	2.58	53.5	23	41.1	0	0.0	5	8.9	18	32.1
	4年	58	22,117.0	20,097.0	75	103	15	14	5	72	6	51	52	41	275.0	113.5	81.0	469.5	2.34	54.0	25	43.1	0	0.0	10	17.2	15	25.9
	増減	▲2	▲834.0	▲619.0	3	▲5	6	7	2	7	▲1	11	▲6	2	10.5	15.5	8.0	34.0	0.24	▲0.5	▲2	▲2.0	0	0.0	▲5	▲8.3	3	6.2
500人 ~1000人未満	5年	50	32,760.0	29,941.0	121	134	21	20	9	128	6	31	77	41	407.0	167.5	118.0	692.5	2.31	57.5	21	42.0	0	0.0	4	8.0	17	34.0
	4年	50	32,392.5	29,646.5	122	138	23	25	11	127	2	39	69	41	417.5	170.5	98.0	686.0	2.31	56.5	23	46.0	0	0.0	9	18.0	14	28.0
	増減	0	367.5	294.5	▲1	▲4	▲2	▲5	▲2	1	4	▲8	8	0	▲10.5	▲3.0	20.0	6.5	0.00	1.0	▲2	▲4.0	0	0.0	▲5	▲10.0	3	6.0
1,000人以上	5年	16	35,088.5	34,451.5	134	150	8	7	33	248	2	30	87	25	429.5	331.0	112.0	872.5	2.53	24.0	6	37.5	0	0.0	0	0.0	6	37.5
	4年	16	35,529.5	34,880.5	143	156	6	6	31	246	0	24	87	26	451.0	320.0	108.5	879.5	2.52	10.5	4	25.0	0	0.0	2	12.5	2	12.5
	増減	0	▲441.0	▲429.0	▲9	▲6	2	1	2	2	2	6	0	▲1	▲21.5	11.0	3.5	▲7.0	0.01	13.5	2	12.5	0	0.0	▲2	▲12.5	4	25.0
合計	5年	1,079	189,055.5	177,151.5	656	824	184	135	85	761	30	429	417	474	2387.5	1175.5	891.0	4454.0	2.51	683.5	489	45.3	291	27.0	344	31.9	145	13.4
	4年	1,076	189,918.0	176,932.0	623	812	181	136	82	752	25	421	387	479	2307.0	1151.5	746.5	4205.0	2.38	708.0	518	48.1	319	29.6	380	35.3	138	12.8
	増減	3	137.5	219.5	33	12	3	▲1	3	9	5	8	30	▲5	80.5	24.0	144.5	249.0	0.13	▲24.5	▲29	▲2.8	▲28	▲2.6	▲36	▲3.4	7	0.6

(注)各年とも6月1日現在。

民間企業における障害者雇用状況(産業別)

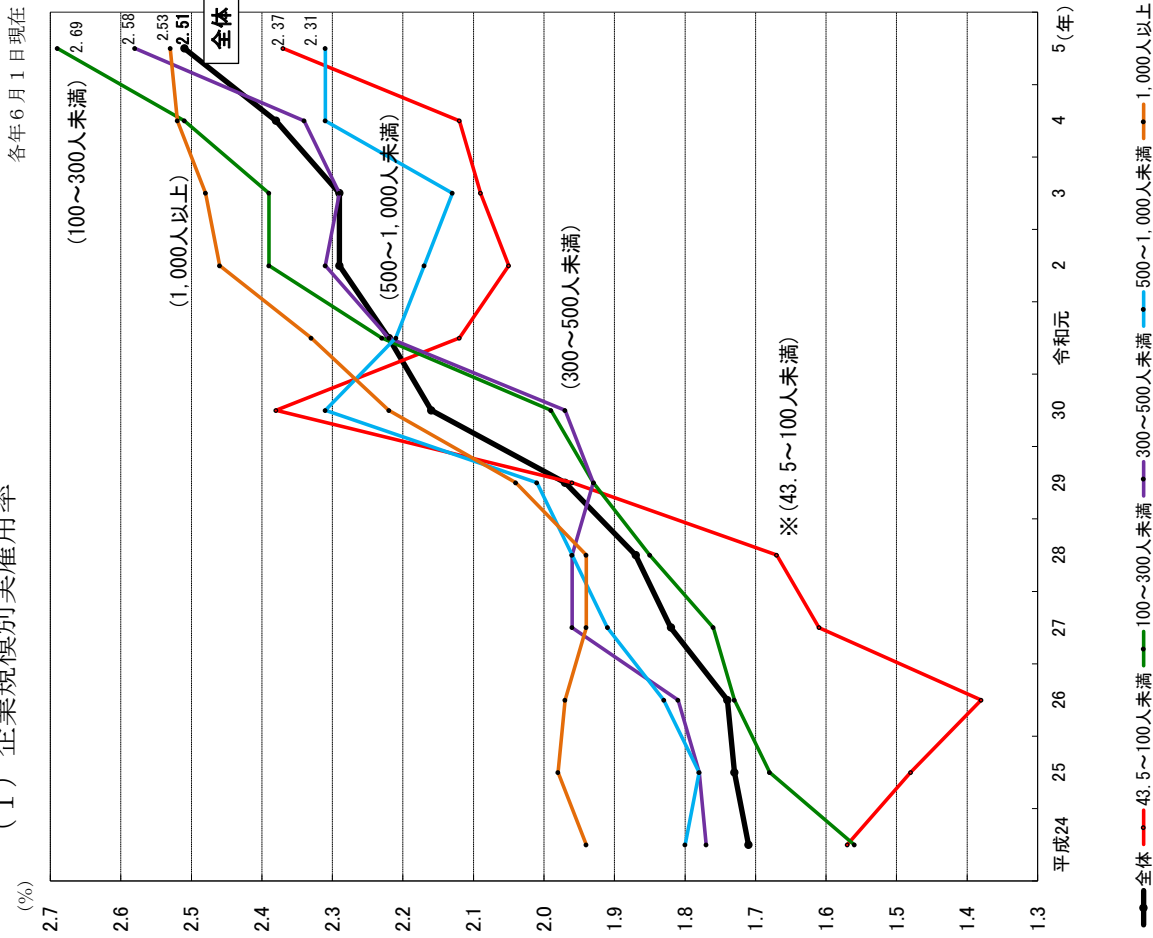
令和5年6月1日現在

愛媛労働局

産業別	年	企業数 a	常用労働者総数	法定雇用者の算定基礎となる労働者数 b	障害者数										雇用率達成		雇用率未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足						
					イ 重度身体	ロ 重度身体以外	ハ 短時間身体	ニ 短時間身体以外	ホ 短時間知的	ヘ 短時間知的以外	ト 短時間知的	チ 短時間知的以外	リ 精神	又 短時間精神	ヲ 精神(リ+又)	カ 合計(ル+ラ+ワ)	力/比率	実雇用率(%)	c 企業数	c/a 割合(%)	d 企業数	d/a 割合(%)	e 企業数	e/a 割合(%)	f 企業数	f/a 割合(%)	g 企業数	g/a 割合(%)	
D 建設業(6-8)	5年	27	4,085.5	3,309.5	16	26	2	0	3	0	3	3	3	0	4.5	3.0	68.5	2.07	13	48.1	14	51.9	8	29.6	9	33.3	5	18.5	
	4年	28	4,118.0	3,342.0	20	21	0	3	0	3	0	4	0	0	4.5	4.0	71.0	2.12	14	50.0	14	50.0	8	28.6	12	42.9	2	7.1	
	増減	▲1	▲32.5	▲32.5	▲4	▲5	▲2	▲3	▲0	▲0	▲0	▲1	▲0	▲0	0.0	▲1.0	▲2.5	▲0.05	▲1	▲1.9	▲0	▲1.9	0	1.0	▲3	▲9.6	▲3	▲11.4	
E 製造業(9-32)	5年	299	56,511.5	56,126.5	202	293	19	39	62	131	51	120	56	56	182.0	182.0	1,276.0	2.27	164	54.8	135	45.2	80	26.8	95	31.6	40	13.4	
	4年	298	56,231.5	55,839.5	201	277	19	37	246	5	56	120	56	56	353.0	167.0	1,227.0	2.20	160	53.7	138	46.3	86	28.9	96	32.2	42	14.1	
	増減	▲1	280.0	287.0	▲1	16	0	▲2	9	6	▲3	▲1	▲5	▲3	17.0	15.0	49.0	0.67	4	1.1	▲6.0	▲3.1	▲6	▲2.1	▲1	▲0.4	▲2	▲0.7	
G 情報通信業(37-41)	5年	26	2,880.0	2,876.0	15	6	0	0	1	0	1	8	2	36.0	1.5	10.0	47.5	1.65	12	46.2	21.0	53.8	7	26.9	10	35.5	4	15.4	
	4年	23	2,745.0	2,741.0	11	6	0	0	0	1	6	2	2	28.0	0.5	8.0	36.5	1.33	9	39.1	23.0	60.9	11	47.8	9	39.1	5	21.7	
	増減	3	135.0	135.0	4	0	0	0	0	0	2	0	2	8.0	1.0	2.0	11.0	0.32	3	7.1	▲2.0	▲0.1	▲4	▲20.9	1	▲0.6	▲1	▲6.3	
H 運輸業、郵便業(42-49)	5年	62	12,889.0	10,109.0	45	58	5	4	0	15	0	4	20	6	17.0	26.0	198.0	1.96	34	54.8	28	45.2	16	25.8	21	33.9	7	11.3	
	4年	60	12,769.5	10,005.5	45	60	2	5	0	13	0	3	17	5	154.5	19.5	188.5	1.88	30	50.0	48.0	50.0	18	30.0	21	35.0	9	15.0	
	増減	2	119.5	103.5	0	▲2	3	▲1	0	2	0	2	3	1	0.5	2.5	6.5	0.08	4	4.8	▲2.0	▲2.8	▲2	▲4.2	0	▲1.1	▲2	▲3.7	
I 卸売業、小売業(50-61)	5年	175	31,471.0	31,471.0	88	97	21	19	24	228	7	59	45	57	310.5	102.0	716.0	2.28	85	48.6	123.5	90	51.4	61	34.9	63	36.0	27	15.4
	4年	172	31,104.0	31,104.0	73	101	16	12	24	228	1	62	62	62	308.0	100.5	677.5	2.18	74	43.0	126.5	98	57.0	64	37.2	75	43.6	23	13.4
	増減	3	367.0	367.0	15	▲4	5	7	0	▲2	6	▲3	▲5	▲5	34.5	1.5	38.5	0.10	11	5.6	▲3.0	▲8.5	▲3	▲2.3	▲12	▲7.6	4	2.0	
J 金融業、保険業(62-67)	5年	13	6,843.5	6,843.5	29	20	2	1	0	28	0	1	30	1	80.5	31.0	140.0	2.05	5	38.5	12.5	8	61.5	4	30.8	4	30.8	4	30.8
	4年	13	7,010.0	7,010.0	31	21	2	1	0	26	0	1	31	2	85.5	26.5	145.0	2.07	4	30.8	13.5	9	69.2	4	30.8	4	30.8	5	38.5
	増減	0	▲166.5	▲166.5	▲2	▲1	0	0	0	2	0	0	▲1	▲1	▲5.0	▲2.0	▲5.0	▲0.02	1	7.7	▲1.0	▲1.1	▲0	0.0	0	0.0	▲1	▲7.7	
K 不動産業、物品賃貸業(68-70)	5年	14	1,163.0	1,163.0	2	4	0	0	0	1	0	1	0	0	2.5	1.0	11.5	0.97	4	28.6	12.5	10	71.4	7	50.0	8	57.1	2	14.3
	4年	13	1,079.0	1,079.0	3	4	0	0	0	1	0	0	0	0	10.0	2.5	12.5	1.16	6	46.2	9.5	7	53.8	6	46.2	5	38.5	2	15.4
	増減	1	104.0	104.0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	▲2.0	▲1.0	▲1.0	▲0.19	▲2	▲17.6	3.0	3	17.6	1	3.8	3	18.6	0	▲1.1
L 学術研究、専門・技術サービス業(71-74)	5年	23	2,120.5	2,120.5	7	10	2	0	0	2	0	4	3	26.0	2.0	7.0	35.0	1.65	9	39.1	17.0	14	60.9	11	47.8	11	47.8	3	13.0
	4年	24	2,156.0	2,156.0	6	11	2	0	2	0	0	4	8	7	25.0	2.0	30.0	1.39	9	37.5	19.0	15	62.5	12	50.0	12	50.0	3	12.5
	増減	▲1	▲35.5	▲35.5	1	▲1	0	0	0	0	0	0	1	3	1.0	0.0	5.0	0.26	0	1.6	▲2.0	▲1.1	▲1.6	▲1	▲2.2	▲1	▲2.2	0	0.5
M 宿泊業、飲食サービス業(75-77)	5年	33	3,764.5	3,764.5	11	6	6	5	0	26	0	8	8	8	36.5	16.0	83.0	2.20	16	48.5	17.5	17	51.5	10	30.3	15	45.5	2	6.1
	4年	33	3,687.0	3,687.0	7	12	2	0	0	27	0	8	4	7	30.0	31.0	90.0	2.00	19	39.4	21.0	20	60.6	15	45.5	18	54.5	2	6.1
	増減	0	77.5	77.5	4	▲6	4	1	0	▲1	0	1	4	1	6.5	▲0.5	7.0	13.0	0.30	3	9.1	▲3.5	▲3.1	▲5	▲15.2	▲3	▲9.0	0	0.0
N 生活関連サービス業、娯楽業(78-80)	5年	37	5,246.5	5,246.5	16	20	7	3	5	31	0	11	14	3	60.5	17.0	124.0	2.38	21	56.8	26.0	16	43.2	10	27.0	10	27.0	6	16.2
	4年	38	5,506.5	5,506.5	11	17	6	3	6	32	0	10	14	6	46.5	19.0	114.5	2.08	15	39.5	32.0	23	60.5	13	34.2	17	44.7	6	15.8
	増減	▲1	▲260.0	▲260.0	5	3	1	0	▲1	▲1	0	1	0	▲3	14.0	▲2.5	▲2.0	9.5	0.28	6	17.3	▲6.0	▲7.1	▲3	▲7.2	▲7	▲17.7	0	0.4
O 教育、学習支援業(81-82)	5年	16	2,808.5	2,401.5	9	8	1	0	0	3	1	0	1	3	27.0	4.0	35.0	1.46	7	43.8	16.0	9	56.3	4	25.0	6	37.5	3	18.8
	4年	16	2,774.0	2,389.0	9	9	1	0	0	3	1	0	4	1	28.0	4.0	37.0	1.55	7	43.8	14.0	9	56.3	4	25.0	6	37.5	3	18.8
	増減	0	34.5	12.5	0	▲1	0	0	0	0	0	0	▲3	2	▲1.0	▲1.0	▲2.0	▲0.09	0	0.0	2.0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
P 医療、福祉(83-85)	5年	274	43,644.0	36,603.0	146	198	109	67	7	124	15	267	100	337	632.5	286.5	1,356.0	3.70	174	63.5	132.5	100	36.5	55	20.1	66	24.1	34	12.4
	4年	274	43,824.0	36,685.0	139	194	123	74	8	126	18	266	82	337	632.0	293.0	1,253.5	3.42	170	62.0	132.0	104	38.0	56	20.4	78	28.5	26	9.5
	増減	0	180.0	▲82.0	7	4	▲14	▲7	▲1	▲1	▲3	18	0	0	0.5	109.5	102.5	0.28	4	1.5	0.5	▲4.4	▲1.5	▲1	▲0.3	▲12	▲4.4	8	2.9
Q 複合サービス業(86-87)	5年	18	5,850.5	5,850.5	30	33	3	3	3	17	0	3	15	3	97.5	24.5	140.0	2.39	10	55.6	10.5	8	44.4	2	11.1	6	33.3	2	11.1
	4年	18	6,035.0	6,035.0	26	34	3	1	3	16	0	3	15	2	89.5	16.5	129.5	2.15	8	44.4	15.5	10	55.6	3	16.7	6	33.3	4	22.2
	増減	0	▲184.5	▲184.5	4	▲1	0	2	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	1.5	10.5	0.24	2	11.2	▲5.0	▲2.1	▲1.1	▲0.0	0.0	▲2.1	▲1.1	
R サービス業(他に分類されないもの)(88-96)	5年	51	7,842.0	7,446.0	33	30	7	14	6	22	1	7	23	12	110.0	38.5	183.5	2.46	29	56.9	30.0	22	43.1	14	27.5	17	33.3	5	9.8
	4年	55	7,988.5	7,386.5	33	30	5	14	3	22	0	6	23	11	108.0	31.0	170.5	2.25	31	56.4	35.5	24	43.6	17	30.9	18	32.7	6	10.9
	増減	▲4	▲146.5	▲140.5	0	0	2	0	0	3	0	1	0	1	2.0	7.5	3.5	0.21	▲2	0.5	▲5.5	▲2.3	▲0.5	▲3	▲3.4	▲1	0.6	▲1	▲1.1
合計	5年	1,079	189,085.5	177,151.5	656	824	184	135	85	761	30	429	417	474	2,387.5	1,175.5	8,910.0	2.51	590	54.7	683.5	489	45.3	291	27.0	344	31.9	145	13.4
	4年	1,076	189,918.0	176,932.0	623	812	181	136	82	752	25	421	387	479	2,307.0	1,151.5	7,465.0	2.38	558	51.9	708.0	518	48.1	319	29.6	380	35.3	138	12.8
	増減	3	137.5	219.5																									

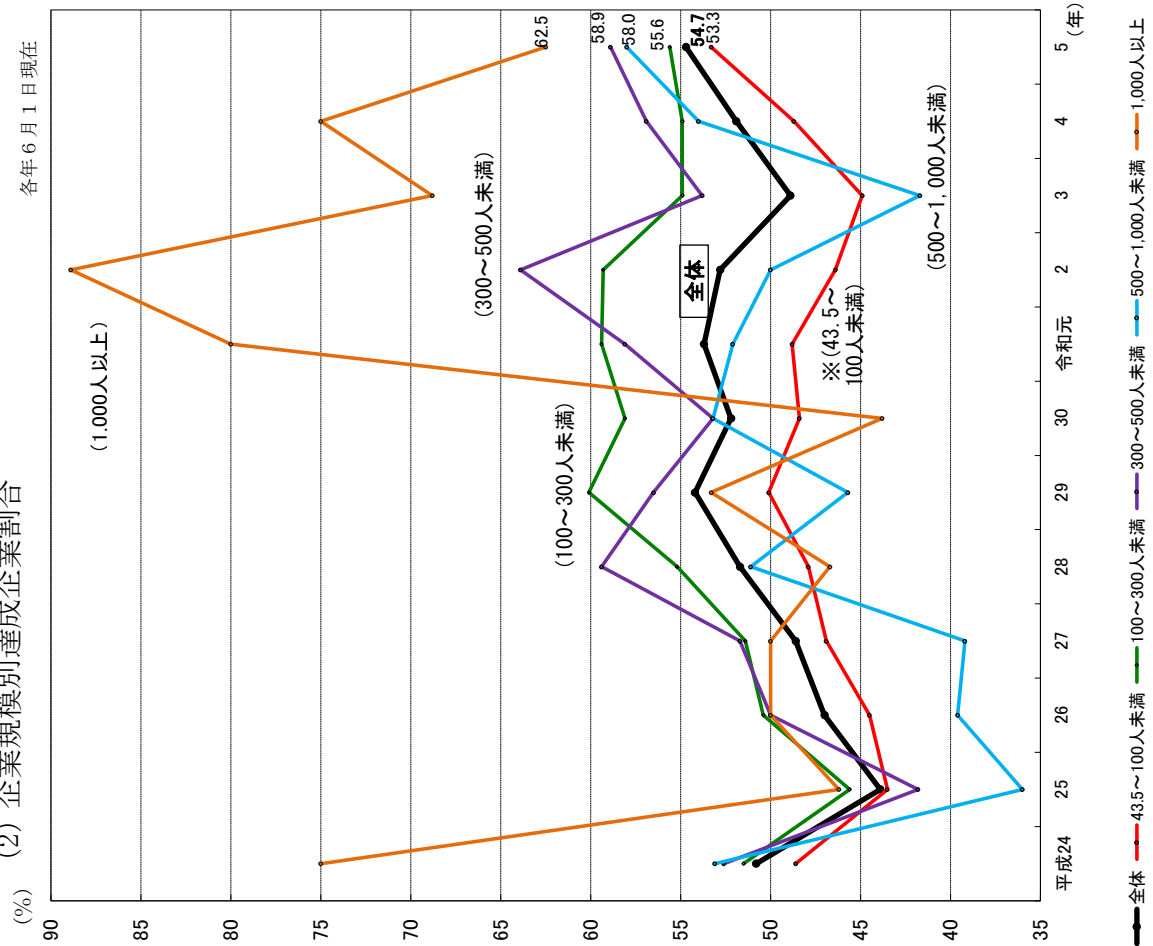


(1) 企業規模別実雇用率



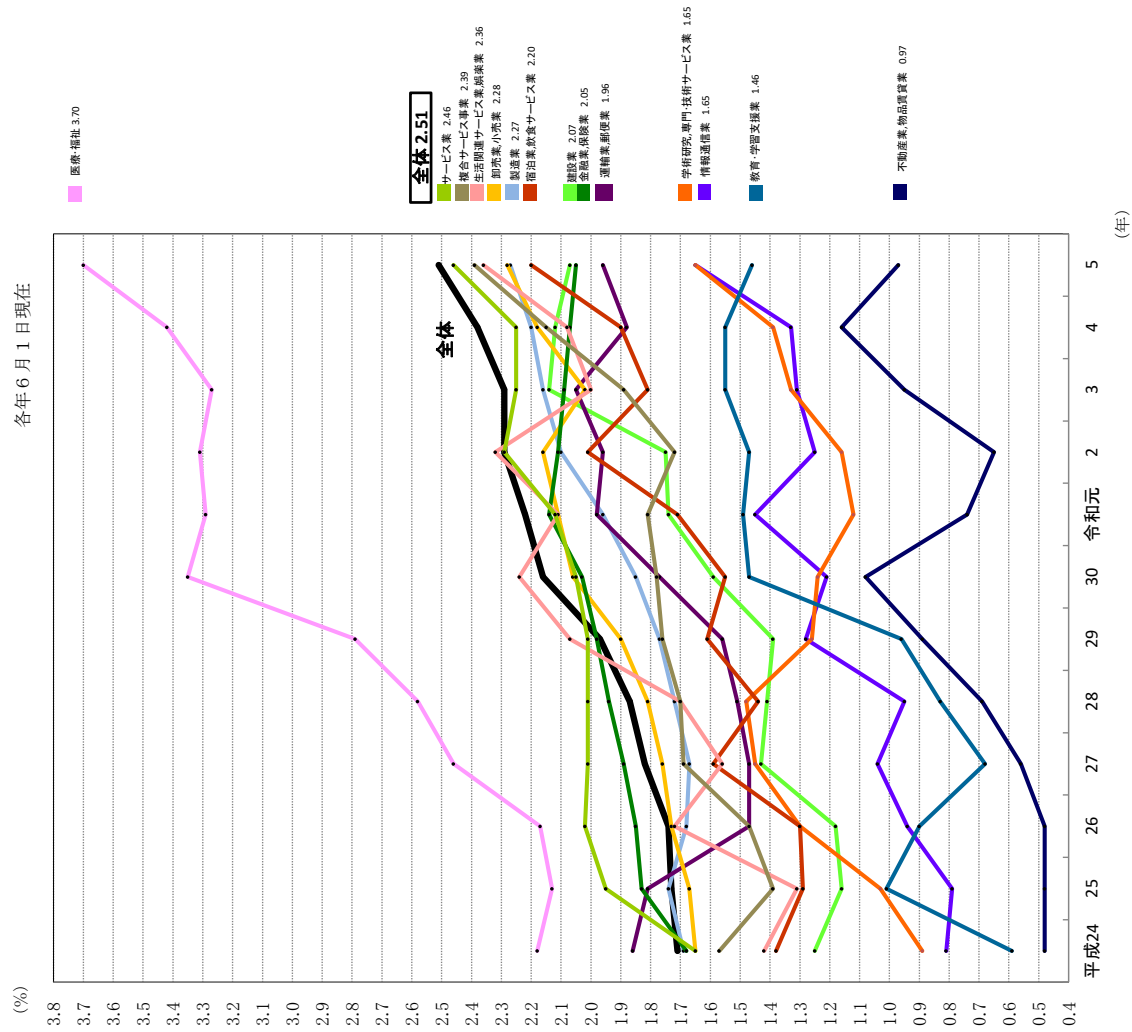
※平成24年までは56~100人未満  
 ※平成25年から29年までは50~100人未満  
 ※平成30年から令和2年までは45.5~100人未満  
 ※令和3年からは43.5~100人未満

(2) 企業規模別達成企業割合

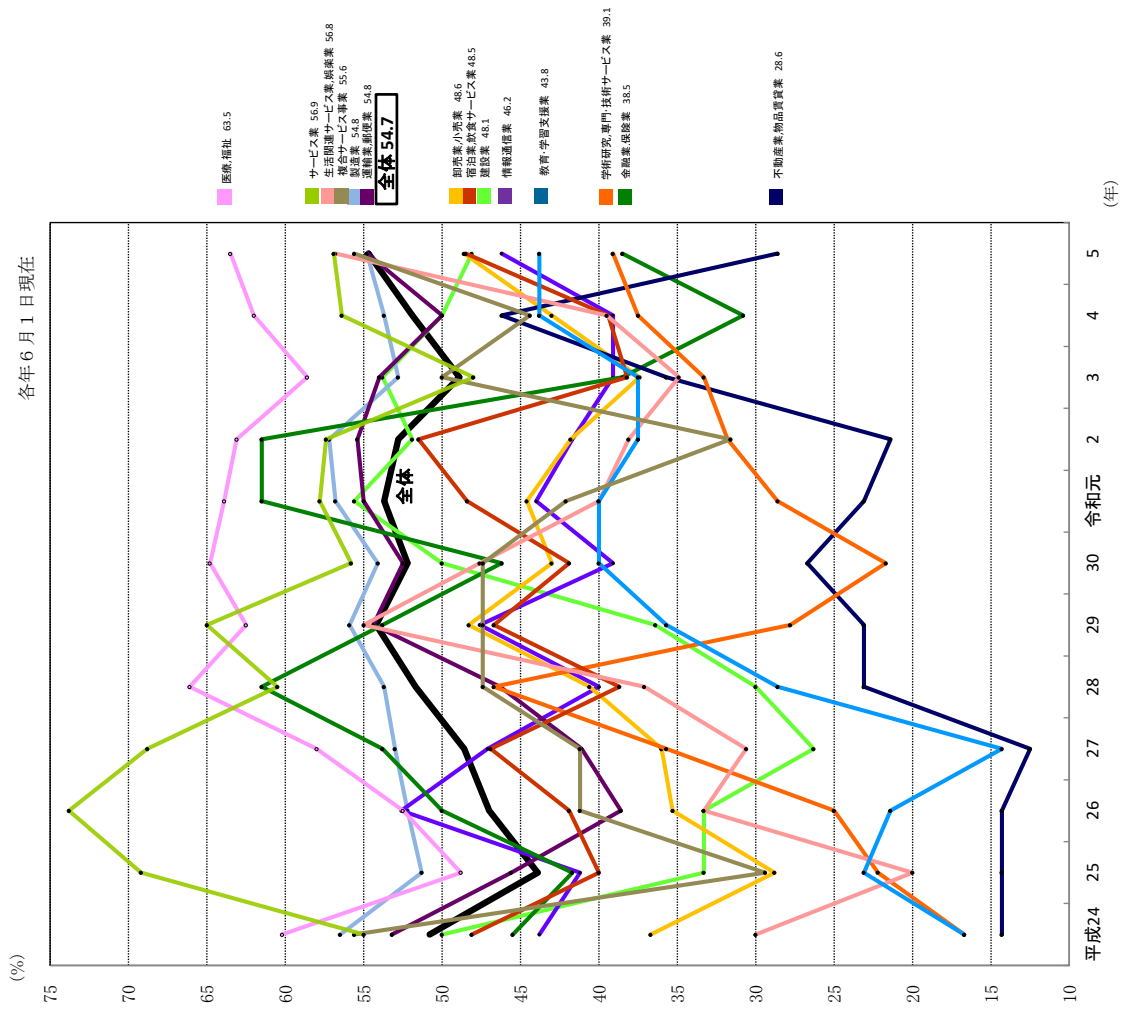


※平成24年までは56~100人未満  
 ※平成25年から29年までは50~100人未満  
 ※平成30年から令和2年までは45.5~100人未満  
 ※令和3年からは43.5~100人未満

(3) 産業別実雇用率



(4) 産業別達成企業割合



注 グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業は除かれている。(全体には、これら産業は含まれている。)



# 民間企業における身体障害者の部別別雇用状況

## ③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数				身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平働機能障害者	音声・言語、そしゃく機能障害者	肢体不自由者	
民間企業	86	188	17	770	1,612
( )	( 87 )	( 177 )	( 14 )	( 791 )	( 1,587 )

注1「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。  
注2( )内は令和4年6月1日現在の数値である。

## ② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数				身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平働機能障害者	音声・言語、そしゃく機能障害者	肢体不自由者	
43.5～100人未満	15	41	4	130	306
( )	( 10 )	( 32 )	( 3 )	( 133 )	( 279 )
100～300人未満	40	44	4	273	544
( )	( 41 )	( 46 )	( 3 )	( 271 )	( 532 )
300～500人未満	9	19	3	96	193
( )	( 9 )	( 16 )	( 4 )	( 87 )	( 185 )
500～1,000人未満	15	29	1	124	270
( )	( 17 )	( 31 )	( 0 )	( 146 )	( 282 )
1,000人以上	7	55	5	147	299
( )	( 10 )	( 52 )	( 4 )	( 154 )	( 309 )

注1「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。  
注2( )内は令和4年6月1日現在の数値である。

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数							身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平働機能障害者	音声・言語、そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	その他	不明	
農、林、漁業	0	2	0	5	1			8
( )	( 0 )	( 2 )	( 0 )	( 4 )	( 1 )	( )	( )	( 7 )
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	1	0			1
( )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 1 )	( 0 )	( )	( )	( 1 )
建設業	0	3	1	14	19			37
( )	( 0 )	( 1 )	( 1 )	( 12 )	( 23 )	( )	( )	( 37 )
製造業	18	83	6	228	158			493
( )	( 16 )	( 84 )	( 5 )	( 240 )	( 145 )	( )	( )	( 490 )
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	9	3			13
( )	( 0 )	( 1 )	( 0 )	( 11 )	( 3 )	( )	( )	( 15 )
情報通信業	1	1	0	11	7			20
( )	( 2 )	( 0 )	( 0 )	( 8 )	( 5 )	( )	( )	( 15 )
運輸業、郵便業	2	6	0	42	45			95
( )	( 5 )	( 4 )	( 0 )	( 48 )	( 42 )	( )	( )	( 99 )
卸売業、小売業	6	16	4	82	84			192
( )	( 4 )	( 15 )	( 3 )	( 83 )	( 71 )	( )	( )	( 176 )
金融業、保険業	0	7	0	27	17			51
( )	( 0 )	( 7 )	( 0 )	( 28 )	( 19 )	( )	( )	( 54 )
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	2	3			5
( )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 3 )	( 4 )	( )	( )	( 7 )
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	7	6			13
( )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 6 )	( 8 )	( )	( )	( 14 )
宿泊業、飲食サービス業	1	5	0	7	9			22
( )	( 1 )	( 4 )	( 0 )	( 6 )	( 8 )	( )	( )	( 19 )
生活関連サービス業、娯楽業	4	3	0	22	14			43
( )	( 3 )	( 2 )	( 0 )	( 18 )	( 11 )	( )	( )	( 34 )
教育、学習支援業	0	0	1	4	5			10
( )	( 0 )	( 0 )	( 1 )	( 7 )	( 9 )	( )	( )	( 17 )
医療、福祉	50	52	4	244	129			479
( )	( 52 )	( 51 )	( 3 )	( 255 )	( 120 )	( )	( )	( 481 )
複合サービス事業	2	4	0	38	23			67
( )	( 2 )	( 2 )	( 0 )	( 34 )	( 18 )	( )	( )	( 56 )
サービス業	2	5	1	27	28			63
( )	( 2 )	( 4 )	( 1 )	( 27 )	( 31 )	( )	( )	( 65 )

注1「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。  
注2( )内は令和4年6月1日現在の数値である。

愛媛県における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
計	5年	6,565.0	198.0	3.02	0.0	
	4年	6,562.0	191.5	2.92	0.0	
	増減	3.0	6.5	0.10	0.0	
愛媛県知事部局	5年	4,572.5	131.0	2.86	0.0	
	4年	4,561.0	127.5	2.80	0.0	
	増減	11.5	3.5	0.06	0.0	
愛媛県警察本部	5年	448.5	19.0	4.24	0.0	
	4年	455.5	19.0	4.17	0.0	
	増減	▲7.0	0.0	0.07	0.0	
愛媛県公営企業 管理局	5年	1,544.0	48.0	3.11	0.0	
	4年	1,545.5	45.0	2.91	0.0	
	増減	▲1.5	3.0	0.20	0.0	

(注)各年とも6月1日現在。以下同じ。

愛媛県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
愛媛県教育委員会	5年	8,617.5	252.0	2.92	0.0	
	4年	8,640.0	227.5	2.63	0.0	
	増減	▲22.5	24.5	0.29	0.0	

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
令和5年 計	18,847.5	518.0	2.75	12.0	
令和4年 計	19,075.0	512.0	2.68	14.0	
増減	▲227.5	6.0	0.07	▲2.0	
松山市	3,041.0	92.5	3.04	0.0	
伊予市	387.0	13.0	3.36	0.0	
東温市	226.5	5.0	2.21	0.0	
今治市	1,633.0	40.0	2.45	2.0	※3
八幡浜市	654.5	17.0	2.60	0.0	
西予市	916.0	22.0	2.40	1.0	※4
宇和島市	900.0	26.0	2.89	0.0	
新居浜市	1,246.0	37.5	3.01	0.0	※1
西条市	983.0	22.0	2.24	3.0	
四国中央市	976.0	23.0	2.36	2.0	※5
大洲市	796.5	19.0	2.39	1.0	※2
久万高原町	294.5	9.0	3.06	0.0	
松前町	275.5	9.0	3.27	0.0	
砥部町	255.5	6.0	2.35	0.0	
上島町	233.0	5.0	2.15	1.0	
伊方町	268.0	7.0	2.61	0.0	

機関名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
愛南町	378.0	10.0	2.65	0.0	
松野町	146.0	4.0	2.74	0.0	
鬼北町	257.5	8.0	3.11	0.0	
内子町	249.0	6.0	2.41	0.0	
松山市教育委員会	421.0	12.0	2.85	0.0	
伊予市教育委員会	100.5	3.0	2.99	0.0	
東温市教育委員会	159.0	4.0	2.52	0.0	
今治市教育委員会	499.0	14.0	2.81	0.0	
八幡浜市教育委員会	134.0	3.5	2.61	0.0	
西予市教育委員会	151.5	6.0	3.96	0.0	
宇和島市教育委員会	313.5	10.0	3.19	0.0	
西条市教育委員会	403.0	12.0	2.98	0.0	
四国中央市教育委員会	200.0	3.0	1.50	2.0	※6
久万高原町教育委員会	53.0	2.0	3.77	0.0	
松前町教育委員会	48.0	1.0	2.08	0.0	
砥部町教育委員会	89.5	2.0	2.23	0.0	
伊方町教育委員会	74.0	1.0	1.35	0.0	
愛南町教育委員会	124.0	3.5	2.82	0.0	
内子町教育委員会	101.0	4.0	3.96	0.0	
松山市公営企業局	185.0	7.0	3.78	0.0	
松山広域福祉施設事務組合	96.0	4.0	4.17	0.0	
宇和島市病院局	692.5	18.0	2.60	0.0	
宇和島地区広域事務組合	554.0	20.0	3.61	0.0	
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	184.5	4.0	2.17	0.0	
市立大洲病院	148.0	3.0	2.03	0.0	

※1 新居浜市教育委員会は、新居浜市と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

※2 大洲市教育委員会は、大洲市と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

※3 今治市においては、11月30日時点において、障害者の数42.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。

※4 西予市においては、11月1日時点において、障害者の数23.5人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。

※5 四国中央市においては、9月1日時点において、障害者の数25.0人、実雇用率2.56%、不足数0.0人となっている。

※6 四国中央市教育委員会においては、12月1日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。

#### 国立大学法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
計	5年	2,270.0	64.0	2.82	0.0	
	4年	2,285.0	61.0	2.67	0.0	
	増減	▲15.0	3.0	0.15	0.0	
国立大学法人 愛媛大学	5年	2,214.5	62.0	2.80	0.0	
	4年	2,230.5	59.0	2.65	0.0	
	増減	▲16.0	3.0	0.15	0.0	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	5年	55.5	2.0	3.60	0.0	
	4年	54.5	2.0	3.67	0.0	
	増減	1.0	0.0	▲0.07	0.0	

④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2.3%  
(43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2.6%  
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%  
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5%  
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

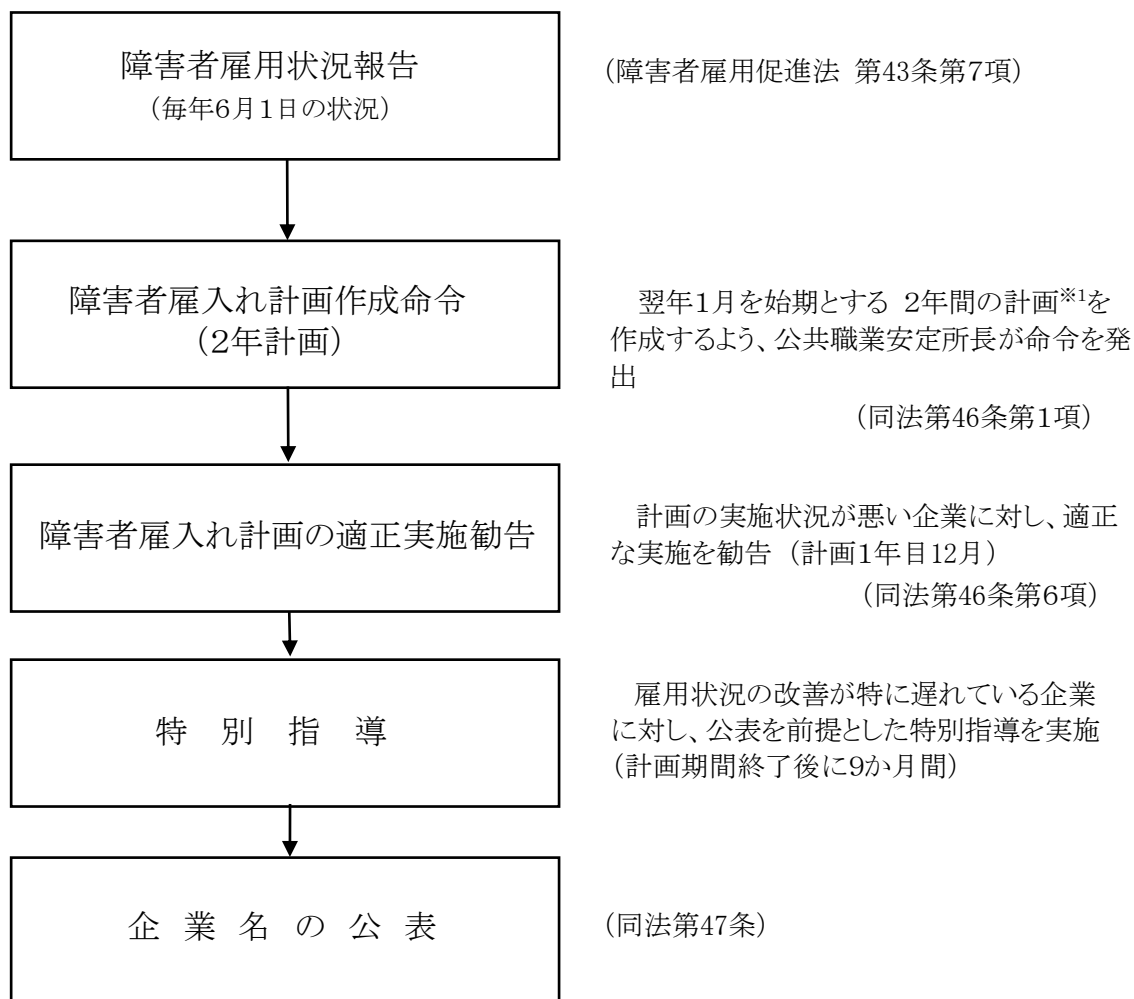
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕 (全国)

- 令和4年度の実績<sup>※2</sup>
  - \*「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 244社
  - \*障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 94社
  - \*「特別指導」の実施 55社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 528社(令和4年度)
- 企業名の公表
  - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
  - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社、令和4年度 5社(うち3社は再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

# 障害者雇用促進プラン（令和5年～令和6年）

## （愛媛県内の障害者雇用促進のための取組について）

愛媛労働局  
愛媛県  
愛媛県教育委員会

愛媛県、愛媛県教育委員会及び愛媛労働局は、強力な連携のもと、県内の障がい者雇用の一層の促進を図るため、次の取組を行う。

### 1 愛媛県及び愛媛県教育委員会、愛媛労働局との連携強化による取組

#### （1）経済団体・地域の企業への働きかけ

愛媛県と愛媛労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障がい者雇用についての情報発信を行うとともに、経済団体等に対して、県と労働局の幹部等が合同で働きかけを行う。

具体的な取組として、愛媛県知事、愛媛県教育委員会教育長及び労働局長名による、障がい者雇用要請文を障害者雇用率未達成企業に送付する。

#### （2）特別支援学校等との連携

ア 「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」（県教育委員会主催）の見学会を兼ねた「障がい者雇用促進セミナー」（県・局共催）を、同一会場で実施する。

イ 特別支援学校が実施する職業教育の現場を企業が直接見学することにより、障がい者雇用の理解と関心を高め、今後の障がい者雇用に向けてのきっかけ作りとするため、特別支援学校が開催する「学校公開セミナー」等について、ハローワークを通じて周知を図る。

ウ 特別支援学校等に在籍する生徒を対象とした「合同就職説明会」（県・教育委員会主催）の開催に向けて、労働局及びハローワークと連携し企業の参加促進を行い、就労支援の充実を図る。

#### （3）一層の連携強化

愛媛県経済労働部と局職業安定部において、以下の障がい者雇用に関する情報を共有しつつ、労働局及びハローワークが全面的に協力するなど一層の連携強化に取り組み、障がい者雇用に繋げることとする。

ア 障がい者雇用に関わるきめ細かな実習訓練機会の創出

イ 障がい者訓練から雇用に関わる就労支援体制の整備

ウ 雇用率未達成企業を中心とした職場見学・現場実習受入企業の開拓並びに情報収集

### 2 愛媛労働局とハローワークの就職支援等の取組の強化

#### （1）労働局とハローワークによる雇用率達成の要請及び指導の強化

国の出先機関及び地方公共団体等について、職業安定部長、各公共職業安定所長等が県内の国の出先機関の管理者、自治体の首長を訪問し、自組織の障害者雇用の推進を要請する。併せて、自治体の首長については地元企業の障害者雇用についての働きかけを要請する。

民間企業については、雇用率未達成企業のうち、特に障害者0人雇用企業を中心に、所長等による雇用率達成指導（訪問指導又は呼び出し指導）を行う。



(2) 雇用義務対象企業への支援、職業紹介及び定着支援の強化

- ア 令和6年4月1日から引き上げられる法定雇用率（民間企業2.5%、国・地方公共団体2.8%、都道府県教育委員会2.7%）の達成を視野に入れた障害者雇用数等の進捗管理を徹底する。
- イ 愛媛障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）他、関係機関との連携を深め、チーム支援による就職支援、定着支援等の取組を強化する。
- ウ ハローワークにおいて、雇用率未達成企業を中心に、障害者就職面接会等（ミニ面接会を含む）を開催すると共に、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を県内各地において実施する。
- エ 障害者の雇用の質の向上の推進、障害者が活躍できる職場づくりの周知・啓発
- オ 障害者雇用に関する優良中小事業主認定制度の周知及び普及促進
- カ 福祉、教育、医療から雇用への移行推進へ向けて、企業見学会や就労移行支援事業所見学会、就労支援セミナーの開催、職場実習の推進

3 愛媛県の就職支援等の取組

(1) 障がい者マッチング支援等

障害者就業・生活支援センターに県独自にマッチングサポーターを配置し、受入企業の開拓や、企業と障がい者のマッチング、就職後の定着支援を行うとともに、障がい特性に応じた企業の受入環境整備や、障がい者目線での求人企業の情報発信強化等により、関係機関と連携しながら県内企業等に対する雇用促進に取り組む。

(2) 障がい者採用計画

- ア 正規職員及び会計年度任用職員（事務補助職員）の採用  
身体・知的・精神障がい者を対象とした採用試験の実施
- イ 会計年度任用職員（補助員等）の採用  
出先機関において作業補助等に従事する職員を雇用
- ウ えひめチャレンジオフィスの設置  
常時勤務による就労に不安を抱える方を、チャレンジ職員として最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供することで民間企業や県・市町等への就職（ステップアップ）を支援

4 愛媛県教育委員会の就職支援等の取組

(1) 特別支援学校におけるキャリア教育・就労支援

- ア 「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」の開催により、生徒の職業能力と勤労意欲を高めるとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある生徒の力をアピールし、雇用の促進を図る。
- イ 各特別支援学校において「学校公開セミナー」等を開催し、職業教育の見学機会を提供する。
- ウ 就労支援コーディネーターの配置により、生徒の就労先の開拓や職場定着を支援する。

(2) 障がい者採用計画

- ア 正規職員の採用  
身体・知的・精神障がい者を対象とした採用試験の実施
- イ 会計年度任用職員（学校補助員）等の採用  
学校現場等において作業補助等に従事する職員を雇用。サポートチーム方式を一部導入し、支援員からアドバイスを受けながら働くことができる環境を整備